

2024 年秋に予定される健康保険証廃止の撤回を求める特別決議

本年 6 月 2 日の参議院本会議で改正マイナンバー法が成立し、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだマイナ保険証の普及のため、2024 年秋に現行の健康保険証を廃止することが決まりました。マイナンバーカードを巡ってはコンビニで別人の住民票が交付されたり、給付金の受取口座が別人の口座で登録されるなどのトラブルが後を絶ちません。

とりわけマイナ保険証に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の 10 割が請求された事例や、他人の情報がカードに紐づけられていたケースが 7300 件余りも判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化しています。介護施設の現場では、要介護高齢者や障害のある人などがマイナ保険証を申請できず取り残されかねないという懸念が強まっています。地域住民の健康をあずかる町のかかりつけ医が、マイナ保険証に対応できずに廃業の危機に立たされる例も見られます。

こうした国民皆保険制度の根幹を揺るがす事態を受け、医療関係団体などは現行保険証の廃止に反対しており、被保険者や医療現場からも見直しの声が上がっています。

政府は、トラブルの後追いで拙速的な総点検を指示して自治体を混乱させる一方、暗証番号を必要としないマイナンバーカードの発行や、マイナ保険証を持たない人に発行される資格確認書を申請がなくても交付できるプッシュ型にするなどの弥縫策を打ち出しています。しかし、いま必要とされることは、何ら不都合なく使っている保険証を廃止してマイナ保険証の取得を強制するような政策を抜本的に見直すことです。

マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にした上で、改正マイナンバー法に規定された、現行健康保険証を 2024 年秋に廃止する措置を撤回することを強く求めます。

2023年7月19日

日本退職者連合第27回定期総会